

令和2年
10月号

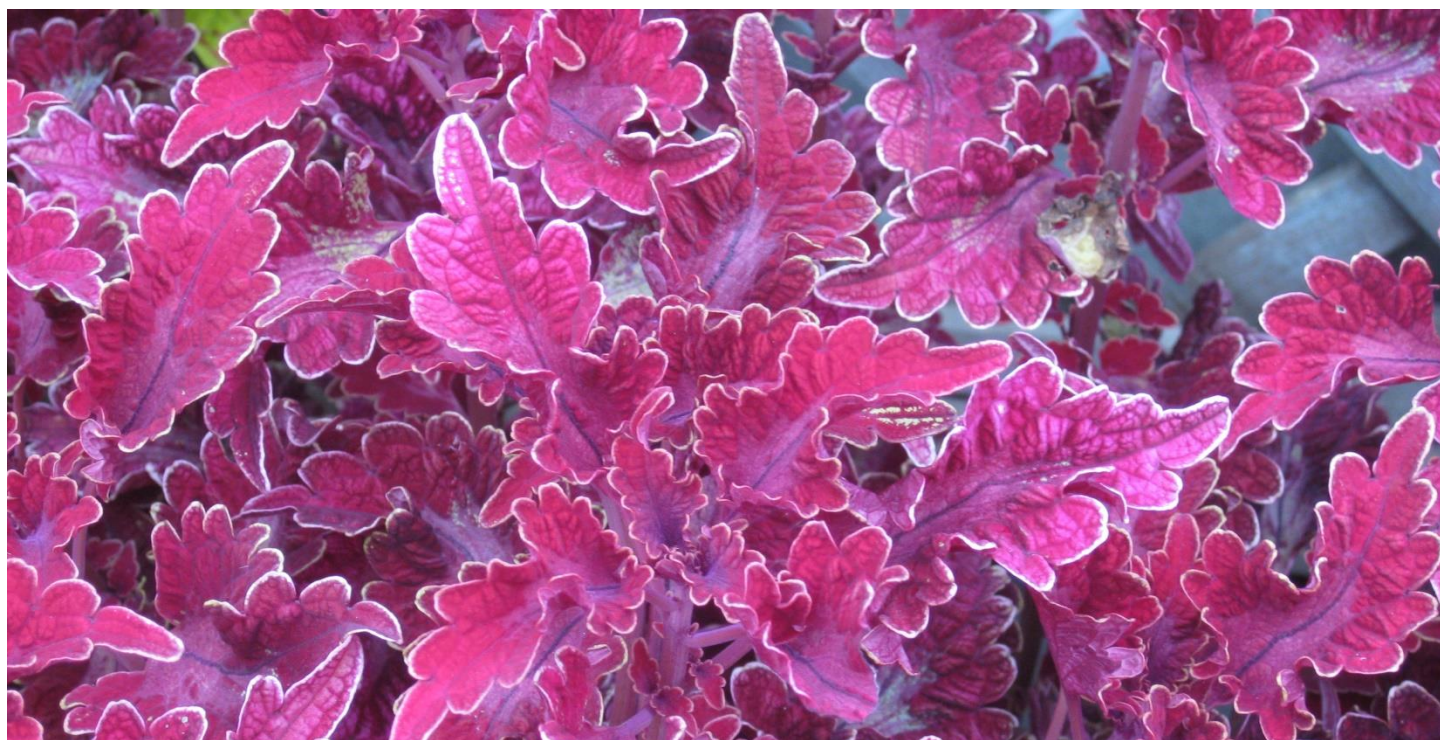
事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466・FAX 047-712-0467



カラーリーフの観葉植物

令和2年10月の税務と提出期限

- ① 10月10日・・・2020年9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 11月02日・・・2020年8月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の延長が認められます。

今月の気になった記事

①コロナ特例の規制緩和/在宅中心の生活に対応

- 1) タクシーの飲食店配送・・・10月1日からタクシーによる飲食店配送を解禁。
- 2) オンライン診察・・・初診からオンラインや電話での診察が可能に。
4月から新型コロナが収束するまでの時限措置。日本医師会は正確な診察がでないと反対してきた。
- 3) 道路占用基準の緩和・・・「3密」を避けるため飲食店の道路上でのテラス営業。
国土交通省は外出自粛の直撃を受けた飲食店支援として許可基準を緩和。
仮設であることや清掃の協力を条件に営業を認め占用料金も免除することに。11月末まで。

家賃支援給付金の仕組み

I 制度の概要

新型コロナウイルス感染症に起因する売上の急減に直面する事業者の地代家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、賃借人（かりぬし）であるテナント事業者に対する家賃支援給付金を給付する。

(1) 給付の対象

法人は、資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者を対象とし、医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など会社以外も対象となる。個人事業者は、フリーランスを含む。

(2) 給付額

申請日の直前 1 か月以内に支払った賃料などを元に算定された金額が給付される。

（法人は最大 600 万円、個人事業者は最大 300 万円）

(3) 申請期間

2021 年 1 月 15 日迄（電子申請の締切は、2021 年 1 月 15 日の 24 時まで）

(4) 適用要件

2020 年 5 月から 12 月の間に、①②③のいずれかにあてはまる事業者

- ①1 ヶ月の売上が前年の同じ月と比較して 50%以上減っている。
- ②連続する 3 ヶ月の売上の合計が前年の同じ期間の合計と比較して 30%以上減っている。
- ③他人の土地・建物を自分の営む事業のために使用し家賃の支払いを行っている。

(5) 給付額

給付額

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

算定方法 → 申請時の直近1か月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
<u>法人</u>	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
<u>個人事業者</u>	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

(6) 適用除外

賃貸借契約について、以下の契約については給付対象とならないのでご注意ください。

- ①転貸（又貸し）を目的とした契約
- ②貸主と借主が実質的に同じ人物の契約（配偶者または一親等以内の契約）

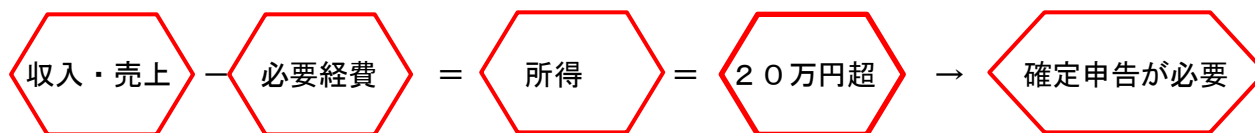
サラリーマン・副業収入がある場合→ → 税金の申告

新型コロナウイルスの感染拡大により収入が減少しそれを少しでも補おうと副業をした場合、税金はどうなるのか？調査機関の調べで、副業者 1490 人の 30.8%が今年 2 月以降に副業を開始したそうだ。

1. 副業の種類と計算の方法

	所得区分	
本業とは別の会社で パート・アルバイト	給与	副業の給与所得が 20 万円を超えた場合確定申告が必要となります。 売上金額から必要経費を引いた金額が 20 万円を超えた場合に確定申告が必要です。 所得区分は、雑所得か事業所得 家賃収入から必要経費（管理費・固定資産税他）引いて 20 万超の場合は、不動産収入として申告が必要です。
原稿・イラスト 動画・コンサルタント 家事代行他	報酬・売上	
投資用マンションの 家賃収入	家賃売上	

2. 20 万円超は、収入ではなく所得です。



3. 住民税・社会保険料

住民税は、所得が 20 万円以下の場合にも、確定申告が必要です。
健康保険は、会社の規模によって違いますが、1 年間の収入が 106 万円～130 万円となると、社会保険への加入義務が発生することがある。



税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1. QR コードで納税・・・早ければ 2022 年に全国への導入をめざす。(全国銀行協会と総務省)

スマートフォンで QR コードを読み取ることにより、多様な税金を自宅で手軽に支払えるようになる。全国銀行協会が全自治体の納付書に印刷する QR コードの企画について検討を始めた。

2. マンションの修繕積立金、費用にするのは、「支払い時か修繕のとき？」

その「修繕積立金」がマンション管理組合の規約で返還されないことになっているなどの場合であれば、支払った時の経費にできる。それは、区分所有者になった時点で、管理組合に義務的に納付しなければならないことや、区分所有者に返還されるものではないことが理由のようだ。

3. みずほ銀行、来年から通帳発行に 1,100 円の手数料がかかります

みずほ銀行は、2021 年から紙の通帳を発行する際 1,100 円の手数料を徴収する。

紙の通帳は年間 200 円の 印紙税がかかり、人件費などの維持管理費が経営環境の悪化の元重荷になってきたようだ。しかし 70 歳以上は対象外。従来の銀行業務のデジタル化を加速させている。

通帳発行に伴う手数料を設けるのは、メガバンクではみずほが初めて。三菱 UFJ 銀行と三井住友銀行は、すでにデジタル通帳を発行しており、紙の通帳から切り替えた顧客には現金を贈る特典をつけている。